議案第241号

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成28年12月14日

福岡市長　髙　　島　　宗 一 郎

理由

本件は，下水道施設の管理のかしにより発生した事故による損害賠償の額を決定する必要があるので，地方自治法第96条第１項の規定により議会の議決を求めるものである。

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

下水道施設の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

１　損害賠償の相手方及び損害賠償額

損　害　賠　償　の　相　手　方	損 害 賠 償 額
福岡市博多区[redacted]	円 621,000
福岡市中央区[redacted]	531,792

２　事件の概要

平成28年７月26日午後４時30分頃，市内南区大橋一丁目地内の本市下水道管が汚物の堆積により閉塞していたため，同区大橋一丁目17番５号付近において，当該下水道管に流入してきた下水が相手方[redacted]所有のビルの地下室内の排水口から溢水し，当該地下室が浸水するとともに，当該地下室に保管されていた相手方[redacted]所有の学習用机等を汚損し，それぞれ損害が生じたものである。